102-244

問題文

感染性廃棄物に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 薬剤師は、感染性廃棄物に係る特別管理産業廃棄物管理責任者になることができる。
- 2. 感染性廃棄物は滅菌処理した後も、全て指定された容器に分別しなければならない。
- 3. 感染性産業廃棄物の処理は、指定を受けた契約業者に委託するためマニフェスト制度の対象外である。
- 4. 感染性廃棄物を入れる容器にはバイオハザードマークを付けるか、感染性廃棄物であることを明記する必要がある。

解答

問244:1,3問245:1,4

解説

問244

感染性廃棄物 とは、血液や病理廃棄物、病原微生物に関連した試験等に用いられた物や血液等が付着する鋭利なもの や 感染症病床や手術室等において治療、検査等に使用された後排出されたもの などのことです。ただし、血液等が付着していなくても鋭利なものは、感染性廃棄物と同等に扱います。

以上より、感染性廃棄物と同等に扱うべき物は鋭利なものである選択肢 1,3 です。

正解は 1,3 です。

問245

選択肢1は、正しい記述です。

選択肢 2 ですが

滅菌処理後は、分別不要です。

選択肢 3 ですが

マニフェスト制度の対象です。産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付、確認等の義務の確実な履行が求められます。

選択肢 4 は、正しい記述です。

以上より、正解は 1,4 です。